

コージェネレーション契約

(個別約款)

2022年3月1日実施

河内長野ガス株式会社

目 次

1. 適用	1
2. 目的	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	3
7. 料金	3
8. 単位料金の調整	4
9. 契約の変更又は解約	5
10. 精算額	6
11. 名義の変更	10
12. 契約の変更又は解約に伴う契約最大使用量超過精算額 又は契約最大需要期使用量超過精算額の精算	10
13. 緊急調整時の措置	10
14. その他	10
付則	11

(別表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	12
2. 料金表 1 (コージェネレーション契約第一種)	13
3. 料金表 2 (コージェネレーション契約第二種)	13

1. 適用

本約款は、4に定める適用条件を満たすガス供給に適用できるものです。

2. 目的

本約款は、お客さまの負荷調整を推進しつつ当社のガス事業の効率的な運営を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

3. 用語の定義

- (1) 「コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等（以下「ガスエンジン等」といいます。）により電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する熱電併給システム又は熱動併給システムをいいます。
- (2) 「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大使用量をいいます。（小数点以下切り捨て）
- (3) 「契約月別使用量」とは、契約の開始から終了までの契約で定める月別使用予定量をいいます。なお、月別使用量における当月分使用量とは、当月定例検針分使用量（前月の定例検針日の翌日から当月の定例検針日までの使用量）をいいます。
- (4) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (5) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければならない使用量をいいます。
- (6) 「最大需要期」とは、12月使用分（11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで）から3月使用分（2月定例検針日の翌日から3月定例検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (7) 「契約最大需要期使用量」とは、契約で定める最大需要期の契約月別使用量の合計量をいいます。
- (8) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。（小数点以下切り捨て）

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月当たり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月当たり平均契約使用量}} \times 100$$

- (9) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (10) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、本約款においては10パーセントといたします。
- (11) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。
- (12) 「当社（導管部門）」とは、ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む当社の部門を指します。
- (13) 「ガス小売事業者」とは、ガス事業法第2条第3項に定めるガス小売事業者をいいます。

- (14) 「託送供給約款」とは、当社（導管部門）がガス事業法第 48 条に従い定める託送供給約款をいいます（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対して本約款による契約を申し込むことができます。

- (1) コージェネレーションシステムを設置していること
- (2) コージェネレーション契約第一種は、ガスエンジン等に単機の定格発電出力（機器容量）が 24kw 以上、若しくは単機のガス消費量が 8 m³ N/時（1 時間当たりのノルマル立方メートル）以上の条件を満たすものが含まれること。
コージェネレーション契約第二種は、ガスエンジン等に単機の定格発電出力（機器容量）が 3kw 以上、若しくは単機のガス消費量が 1 m³ N/時（1 時間当たりのノルマル立方メートル）以上の条件を満たすものが含まれること。
- (3) 設置するコージェネレーションシステムの使用予定に基づいて契約最大使用量及び契約月別使用量を定めることができる需要であること。
- (4) 契約年間使用量が契約最大使用量の 700 倍（小数点以下切り捨て）以上であること。
- (5) 契約年間引取量が契約年間使用量の 70 パーセント以上であること。
- (6) 契約年間負荷率が 60 パーセント以上であること。
- (7) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、本約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めたコージェネレーション契約第一種、コージェネレーション契約第二種（以下「コージェネレーション契約種別」といいます。）のいずれかの需給契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客さまは、新たに本約款に基づきガスの使用を申し込む場合、又は契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき同一需要の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
 - ① 契約最大使用量
 - ② 契約年間使用量
 - ③ 契約年間引取量
 - ④ 契約月別使用量
 - ⑤ 契約最大需要期使用量
- (3) 契約期間は原則として 1 年間とし、需給契約に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまのいずれからも何ら意思表示がない場合には、契約はさらに 1 年間延長するものとし、以後これにならうものとしたします。お客さま

は次の契約期間における契約内容を変更しようと希望する場合には、原則として契約期間満了時の 2 か月前までに当社に対してその旨を申し出なければならないものといたします。

- (4) 当社は、お客さまが本約款又は当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの契約に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、本約款への申込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

- (1) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日における当社（導管部門）によるガスメーターの読み等により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。
- (2) 最大使用量は、当社（導管部門）が指定する負荷計測器（以下「販売用負荷計」といいます。）により算定いたします。ただし、負荷計測器により算定できないガスメーターの最大使用量はガスメーターの能力（小数点以下切り捨て）の合計といたします。なお、負荷計測器の故障等当社又は当社（導管部門）の都合により検針値が確定できない場合の精算額算定にあたっては、当該月の販売用負荷計の検針値は用いません。
- (3) 負荷計測器本体の取付関係工事費はお客さま負担とします。

7. 料金

- (1) 当社は、当社が定める基本約款に規定する支払い義務発生の日の翌日から起算して 20 日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に料金の支払いが行われる場合には、(2)により算定された料金（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を 3 パーセント割り増した料金（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、コージェネレーション契約第一種には別表の料金表 1 を、コージェネレーション契約第二種には別表の料金表 2 を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) お客さまが本約款に基づき新たにガスのご使用を開始した日から次の検針日までの期間が 29 日以下若しくは 36 日以上となった場合及び定例検針日の変更によって定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が 24 日以下若しくは 36 日以上となった場合に限り、基本約款の 18(6)及び次の算式に基づき日割計算を行います。ただし、いずれの場合も、当社の都合で 36 日以上になった場合を除きます。
(算式)

基本料金×料金算定期間の日数／30+従量料金（1 円未満端数切り捨て）

- (4) 当社は、料金について、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (5) お客さまの都合や契約違反により契約を契約期間中に解約した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)に基づく 1 か月当たりの基本料

金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

- (6) 早収料金又は遅収料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月御支払いいただきます。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表 1(5)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金+0.081円×原料価格変動額／100円×（1+消費税率）
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金 - 0.081円×原料価格変動額／100円×（1+消費税率）

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

83,470円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表 1(5)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たり LNG 平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たり LPG 平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が133,550円以上となった場合は、133,550円といたします。

（算式）

平均原料価格

＝トン当たり LNG 平均価格×0.9673+トン当たり LPG 平均価格×0.0358

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

- (3) 基準単位料金（税込）に含まれる石油石炭税は、以下のとおりです。石油石炭税等諸税が変更された場合、当社は基準単位料金（税込）を見直すことがあります。

<適用石油石炭税>

LNG・LPG トン当たり 1,860 円

9. 契約の変更又は解約

- (1) 当社（導管部門）が定める託送供給約款又はガス事業法その他関係法令が変更された場合には、当社は、契約期間中であっても需給契約を変更又は解約することができるものといたします。
- (2) 社会的及び経済的変動がはなはだしく契約の存続が不相当と認められる場合、お客さまのガス使用計画に変更がある場合又は当社のガス事業の遂行に支障が生じる場合には、契約期間中であっても双方協議して需給契約を変更又は解約することができるものといたします。
- (3) 契約締結時に想定しなかった当社原材料費の変動、金利動向の変動、その他当社のガス事業をめぐる社会的及び経済的変動のため、当社が本約款及び需給契約に変更が必要であると判断した場合には、お客さまと当社との間で変更について協議するものといたします。
- (4) その他お客さまが次のいずれかに該当した場合は、契約期間中であっても、当社は、ただちに需給契約を解約できるものといたします。また、契約の解約時にお客さまが当社に対して支払うべき債務がある場合にはただちに弁済していただきます。
- ① 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは担保権の実行としての差押、競売等の申立て、又は破産、民事再生、会社更生、特別清算若しくは特定調停等の法的整理手続きの申立て又は開始があったとき。
 - ② 滞納処分による差押え若しくは保全差押え又は保全処分がなされたとき。
 - ③ 解散の決議がなされたとき。
 - ④ 事業の全部又は重要な一部若しくは需給契約によるガスを使用する部分の譲渡又は会社分割の決議がなされたとき。
 - ⑤ 自ら振出し、引受けし、又は裏書した手形・小切手が不渡りになる等支払いが停止状態に陥ったとき。
 - ⑥ お客さま又はお客さまが法人である場合にはその代表者の所在が不明になったとき。
 - ⑦ お客さまが、基本約款に定める供給停止の事由となった状態を当社からの相当期間を定めた是正要求にもかかわらず期間内に是正しないとき。
- (5) お客さまが、需要場所におけるガス小売事業者の変更以外の事由によりこの契約を契約期間中に解約しようとする場合は、あらかじめその解約日を定めて、当社に通知していただきます。需要場所におけるガス小売事業者の変更によりこの契約を解約しようとする場合は、原則変更後のガス小売事業者が当社（導管部

門)を介して当社にその旨を通知するものといたします。ただし、変更後のガス小売事業者が当社(導管部門)を介して当社にお客さまの解約を通知できない場合は、お客さまより、あらかじめ解約日を定めて、その解約日の45日前までに通知していただきます。これを超えて通知をいただいた場合にはご指定の解約日に解約できない場合があります。

10.精算額

お客さまが以下に該当する場合には、そこに定める精算額を口座振替又は払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。

精算額の支払期限は、当社からのガス使用を継続する場合には、精算額が発生していることを当社が確認した後、最初に支払義務が発生する料金の支払期限と同一といたします。当社からのガス使用を廃止する場合には、廃止する日が属する期間の料金の支払期限と同一といたします。また、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

ただし、次の(1)、(2)又は(5)が重複して生じた場合には、算定額が最も高いものをお支払いいただきます。なお、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

$$\text{精算額に含まれる消費税等相当額} = \text{精算額} \times \text{消費税率} / (1 + \text{消費税率})$$

(1円未満端数切り捨て)

(1) 最大使用量倍率未達精算額

- ① お客さまの実績年間使用量が、契約最大使用量の700倍(小数点以下切り捨て)未満の場合には、以下の算式によって算定する金額を最大使用量倍率未達精算額といたします。ただし、当社が正当な理由があると判断した場合はこの限りではありません。

$$\text{最大使用量倍率未達精算額} = \left(\left[\begin{array}{l} \text{契約最大使用量} \\ \text{の700倍に相当す} \\ \text{る年間使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に} \\ \text{定める契約月別使用量に各} \\ \text{月の単位料金を乗じたもの} \\ \text{の合計額を契約年間使用量} \\ \text{で除し、小数点以下第3位} \\ \text{を四捨五入した額} \times 1.1 \end{array} \right)$$

- ② 実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合は、上記の算式に代えて以下の算式により算定いたします。

$$\text{最大使用量倍率未達精算額} = \left(\left[\begin{array}{l} \text{契約最大使用量} \\ \text{の700倍に相当す} \\ \text{る年間使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{契約年間} \\ \text{引取量} \end{array} \right] \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に} \\ \text{定める契約月別使用量に各} \\ \text{月の単位料金を乗じたもの} \\ \text{の合計額を契約年間使用量} \\ \text{で除し、小数点以下第3位} \\ \text{を四捨五入した額} \times 1.1 \end{array} \right)$$

- ③ 最大使用量倍率未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの精算額との合計額が、実績年間使用量に個別約款(一般料金

契約)に定める料金表を適用して算定される料金総額の103パーセント(小数点以下切り捨て)を超えない範囲で算定するものといたします。

(2) 年間負荷率未達精算額

- ① お客さまの実績年間負荷率〔(年間の1か月当たり平均実績使用量/最大需要期の1か月当たり平均実績使用量)×100をいいます。〕が60パーセント(小数点以下切り捨て)未達の場合には、以下の算式によって算定する金額を年間負荷率未達精算額といたします。ただし、当社が正当な理由があると判断した場合はこの限りではありません。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left(\left[\begin{array}{c} \text{負荷率 60 パーセントに相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{契約種別のガス需給契約に} \\ \text{定める契約月別使用量に各} \\ \text{月の単位料金を乗じたもの} \\ \text{の合計額を契約年間使用量} \\ \text{で除し、小数点以下第3位} \\ \text{を四捨五入した額} \times 1.1 \end{array} \right)$$

(備考)

負荷率60パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の1か月当たり平均実績使用量に0.6を乗じ、その量を12倍した量をいいます。(小数点以下切り捨て)

- ② 実績年間使用量が契約年間引取量未達の場合は、上記の算式に代えて以下の算式により算定いたします。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left(\left[\begin{array}{c} \text{負荷率 60 パーセントに相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{契約年間} \\ \text{引取量} \end{array} \right] \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{契約種別のガス需給契約に} \\ \text{定める契約月別使用量に各} \\ \text{月の単位料金を乗じたもの} \\ \text{の合計額を契約年間使用量} \\ \text{で除し、小数点以下第3位} \\ \text{を四捨五入した額} \times 1.1 \end{array} \right)$$

- ③ 年間負荷率未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの精算額との合計額が、実績年間使用量に個別約款(一般料金契約)に定める料金表を適用して算定される料金総額の103パーセント(小数点以下切り捨て)を超えない範囲で算定するものといたします。

(3) 契約年間引取量未達精算額

お客さまの実績年間使用量が契約年間引取量に満たない場合には、以下の算式によって算定する金額を契約年間引取量未達精算額といたします。ただし、当社が正当な理由があると判断した場合はこの限りではありません。

$$\text{契約年間引取量未達精算額} = \left(\left[\begin{array}{c} \text{契約年間} \\ \text{引取量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{契約種別のガス需給契約に} \\ \text{定める契約月別使用量に各} \\ \text{月の単位料金を乗じたもの} \\ \text{の合計額を契約年間使用量} \\ \text{で除し、小数点以下第3位} \\ \text{を四捨五入した額} \end{array} \right)$$

(4) 契約最大使用量超過精算額

- ① 最大需要期において最大の 1 時間当たりの実績使用量が契約最大使用量の 105 パーセント（小数点以下切り上げ）を超えた場合には、以下の算式によって算定する金額を契約最大使用量超過精算額といたします。ただし、次の（イ）及び（ロ）のいずれにも該当する場合又は当社が正当な理由があると判断した場合はこの限りではありません。

$$\text{契約最大使用量超過精算額} = \left(\left(\begin{array}{c} \text{最大の 1 時間} \\ \text{当たりの} \\ \text{実績使用量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{契約最大} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{契約種別の} \\ \text{流量基本料金} \\ \text{単価相当額} \end{array} \right) \times 12$$

（イ）当契約期間における契約最大使用量が、前の契約期間の最大需要期における実績最大使用量以上である場合（前の契約期間の最大需要期における実績がない場合も含む）、又は前の契約期間において発生した契約最大使用量超過精算額を全て申し受け、又は申し受けることが確定している場合

（ロ）当契約期間の最大需要期における実績最大使用量を下限として、次の契約期間における契約最大使用量を定める場合

- ② 需給契約に定める契約期間中に契約最大使用量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、①によって算定する金額が、前記確定金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過精算額といたします。

(5) 契約最大需要期使用量超過精算額

最大需要期の実績使用量が契約最大需要期使用量の 110 パーセント（小数点以下切り上げ）を超えた場合には、以下の算式によって算定する金額を契約最大需要期使用量超過精算額といたします。ただし、次の（イ）及び（ロ）のいずれにも該当する場合又は当社が正当な理由があると判断した場合はこの限りではありません。

$$\text{契約最大需要期使用量超過精算額} = \left(\left(\begin{array}{c} \text{最大需要期の} \\ \text{実績使用量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{契約最大需要期} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{契約種別の最大} \\ \text{需要期基本料金} \\ \text{相当額} \end{array} \right) \times 12$$

（イ）当契約期間における契約最大需要期使用量が、前の契約期間における実績最大需要期使用量以上である場合（前の契約期間における実績がない場合も含む）、又は前の契約期間において発生した契約最大需要期使用量超過精算額を全て申し受け、又は申し受けることが確定している場合

（ロ）当契約期間における実績最大需要期使用量を下限として、次の契約期間における契約最大需要期使用量を定める場合

(6) 契約中途解約精算額

契約期間中に次の(イ)又は(ロ)の理由によって契約が解約された場合には、以下の算式によって算定される金額を契約中途解約精算額といたします。ただし、解約理由が(イ)による場合であって、当社が正当な理由があると判断した場合はこの限りではありません。

<解約理由>

(イ) 9(2)若しくは(3)の規定による場合（当社が契約の変更又は解約を申し入れた場合は除く）

(ロ) 9(4)の規定による場合

- ① 解約と同時に、契約中途解約精算額規定を有しない当社の他の契約を締結する場合又は当社からのガス供給を廃止する場合

契約中途解約精算額＝（解約日の翌月から契約終了月までの基本料金相当額）

ただし、当社からのガス供給を廃止する場合で、同一需要場所で他のガス小売事業者によるガス供給を継続される場合（託送供給を行うガス導管事業者に変更がある場合を除く）は、以下の算式によって算定される金額をお支払いいただくものといたします。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left(\begin{array}{l} \text{解約日の翌月から契約終了月} \\ \text{までの基本料金相当額} \end{array} \right) \times 0.77$$

- ② 解約と同時に、契約中途解約精算額規定を有する当社の他の契約を締結する場合又は本約款と同一契約種別で新たに需給契約を締結する場合。

ただし、新たに締結する契約の内容が次の(イ)又は(ロ)に該当する場合はこの限りではありません。

(イ) 新たに締結する契約の前契約解約日の翌月から前契約終了月までの基本料金相当額が、解約前の契約の解約日の翌月から契約終了月までの基本料金相当額と同額又はこれを超える場合。

(ロ) 新たに締結する契約の契約年間使用量が解約前の契約の契約年間使用量と同量又はこれを超える場合。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left(\begin{array}{l} \text{前契約の解約日の翌月から} \\ \text{前契約終了月までの} \\ \text{前契約基本料金相当額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{前契約の解約日の翌月から} \\ \text{前契約終了月までの} \\ \text{新契約基本料金相当額} \end{array} \right)$$

- ③ 契約中途解約精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの精算額との合計額が、実績年間使用量に個別約款（一般料金契約）に定める料金表を適用して算定される料金総額の103パーセント（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものといたします。

11. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中にその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

12. 契約の変更又は解約に伴う契約最大使用量超過精算額又は契約最大需要期使用量超過精算額の精算

契約期間中において契約の変更又は解約が生じた場合であって変更月又は解約月以前に契約最大使用量超過精算額又は契約最大需要期使用量超過精算額を申し受け、若しくは申し受けることが確定している場合には、各精算額算定式のうち「12」とあるのを「契約月から解約月までの月数」として各精算額を算定しなおして差額を精算いたします。

なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

ただし、契約の変更又は解約が次の場合には、契約最大使用量超過精算額又は契約最大需要期使用量超過精算額の精算は行いません。

- (イ) 9(2)若しくは(3)の規定による場合（当社が正当な理由があると判断した場合は除く）
- (ロ) 9(4)の規定によるものであってお客さまの契約違反による場合

13. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、10の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

$$\begin{aligned} (1) \quad & \begin{array}{l} \text{定額基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの} \\ & \text{平均調整量}}{\text{契約最大使用量}} \\ (2) \quad & \begin{array}{l} \text{流量基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \text{流量基本} \\ & \text{料金単価} \times \text{契約最大} \\ & \text{使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの} \\ & \text{平均調整量}}{\text{契約最大使用量}} \\ (3) \quad & \begin{array}{l} \text{最大需要期} \\ \text{基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{最大需要} \\ \text{期基本} \\ \text{料金単価} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{契約最大} \\ \text{需要期} \\ \text{使用量} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの} \\ & \text{平均調整量}}{\text{契約最大使用量}} \end{aligned}$$

14. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付則

本約款の実施期日

本約款は、2022年3月1日から実施いたします。

(別表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金及び最大需要期基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額とし、最大需要期基本料金は最大需要期基本料金単価に契約最大需要期使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金又は 8 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
 - ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率／(1+消費税率)
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率／(1+消費税率)
- (5) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日(うるう年は 2 月 29 日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格に基づき算

定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表 1 (コージェネレーション契約第一種) (消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

① 定額基本料金

1 か月につき	275,000.00 円
---------	--------------

② 流量基本料金

1 立方メートルにつき	929.50 円
-------------	----------

③ 最大需要期基本料金

1 立方メートルにつき	1.50 円
-------------	--------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	80.74 円
-------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表 2 (コージェネレーション契約第二種) (消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

① 定額基本料金

1 か月につき	27,500.00 円
---------	-------------

② 流量基本料金

1 立方メートルにつき	929.50 円
-------------	----------

③ 最大需要期基本料金

1 立方メートルにつき	1.50 円
-------------	--------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	94.02 円
-------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。